

# 要介護・要支援者の医療による

生きることをやめ  
ると言うのか?!

## 維持期リハを守ろう!!

リハビリが受けられなくなるって?!  
**保険外し反対!!**



現在、国は2019年3月末で、「要介護・要支援認定を受けている患者さんに対する医療保険の維持期リハビリテーションを廃止する」としています(入院患者を除く)。このままでは、維持期リハビリ廃止後、リハビリを受ける事が出来ない、“リハビリ難民”の患者さんが出てくる事が危惧されます。

医療保険による維持期リハ存続に向けて、国民の声を届けましょう!ご協力お願いします。

### ～ Q&A ～

Q1. “維持期リハビリテーション”って?

A1. 医療のリハビリは、基本的に受けられる日数に期限が決められています(症状や病名により例外あり)。その期限を超えて行うリハビリのことを“維持期リハビリテーション”といいます。

Q2. 維持期リハの廃止後はどうなる?

A2. 医療保険でリハビリを行うことが出来ません。国は介護保険のリハビリへ移行

することを想定していますが、介護保険は要介護度によってリハビリの時間が制限され、他の介護サービスとの割り振りによっては、保険が使えず、全額患者さんが負担する可能性もあります。

Q3. 介護保険のリハビリじゃだめなの?

A3. 介護保険には“リハビリからの卒業(追い出し)”を目的とした報酬がありません。リハビリを継続することで、身体機能を維持している患者さんが“リハビリ難民”になりかねません。

例えば…2019年4月以降、変形性膝関節症の患者さんが介護認定を受けている場合、医療保険の維持期リハビリが受けられなくなります。※例外規定あり

負傷

医療保険のリハビリ(150日間)

150日目

医療保険の維持期リハビリ



千葉県保険医協会では医療保険による要介護者等に対する外来維持期リハビリ存続に向けて請願署名に取り組んでいます。いただいた署名は必ず国会へ届けます。また、個人情報には請願署名の目的以外に使用致しません。

千葉県保険医協会とは、千葉県下の医科・歯科開業医を中心とし、約4200人が加入している団体です。国民医療の発展を目指し、様々な事業に取り組んでいます。

**署名用紙送付先**

〒260-0031 千葉県千葉市中央区新千葉2-7-2 大宗センタービル4F

千葉県保険医協会

TEL : 043-248-1617 / FAX : 043-245-8999

# 要介護・要支援者に対する 医療保険による外来維持期リハビリの 存続を求める請願署名

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿

## 請 願 趣 旨

国は、2019年3月31日で要介護者等に対する医療保険による外来での維持期リハビリを廃止し、介護保険への誘導を進めようとしています。介護保険に完全移行となった場合に、受け皿となるはずの通所リハビリテーションですが、スタッフや訓練室、介護保険請求の取扱いなど課題が多く、通所リハビリテーションを新規に開始する医療機関が増えていないのが現状です。このような状況で、受け皿づくりが十分に進まない中での維持期リハ廃止は、リハビリ難民を生むことになるのではないのでしょうか。また、今回の廃止は国が長年取り組む「医療費抑制政策」から出されたものであり、診療報酬の給付を抑制することが大きな目的です。こうした動きに国民・患者から反対の声を上げることが、今何よりも重要です。

保険医協会は、患者さんにとって必要なリハビリを保障するために、維持期リハ存続に向けて請願署名に取り組みます。ぜひとも国民の声を国に届けましょう。

## 請 願 項 目

- 1、 要介護・要支援者に対する医療保険による外来維持期リハビリの廃止を行わないでください
- 2、 維持期リハビリを医療機関が継続できるよう、減算規定を廃止し、リハビリ点数の引き上げを行ってください

お 名 前	ご 住 所 (※「同上」・「//」は使用しないで下さい)

※この署名は、憲法16条で保障された請願権にもとづいて行うもので、国会請願以外の目的に使用しません。

取り扱い団体 千葉県保険医協会